



J A F 公認準国内競技

公認番号 2019-5016



2019年

J A F 九州ダートトライアル選手権 第4戦

J M R C オールスター選抜 第4戦

スーパートライアル IN 九州 2019

開催日 2019年6月2日(日)

場 所 スピードパーク恋の浦

特別規則書

協賛各社

ダンロップタイヤ九州

トランスポートサービス・ミエノ

村瀬測量興業

ファミリー損保サービス

豊智学館

広瀬自動車

オーガナイザー ラリークラブオオイタ (RC-大分)

公示

本競技会は一般社団法人日本自動車連盟(JAF)の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟(JAF)の国内競技規則及びその付則と2019年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定ならびにJMRC九州ダートトライアル競技統一規則に従い、かつ本競技会の特別規則書に従って開催される。

第1条 競技会の名称

2019年JAF九州ダートトライアル選手権 第4戦
JMRCオールスター選抜 第4戦
スーパートライアルIN九州2019

第2条 競技種目

四輪自動車によるタイムトライアル(ダートトライアル競技)

第3条 格式及び公認番号

JAF公認 準国内競技 2019-5016

第4条 オーガナイザー

主 催 JAF加盟クラブ ラリークラブオオイタ(RC-大分)
代 表 者 三重野 正治
所 在 地 〒875-0082 臼杵市大字稲田中尾下1000-1(有)トランスポートサービス・ミエノ内
T E L 090-3197-8411 F A X 0972-62-5138

第5条 大会事務局及び申込み場所

所 在 地 〒875-0082 臼杵市大字稲田中尾下1000-1(有)トランスポートサービス・ミエノ内
事 務 局 長 首藤 英明 T E L 090-3324-8539

第6条 開催日時及び競技スケジュール

開 催 日	2019年6月2日(日曜日)
受 付	08:15~09:00
公 式 車 検	08:20~09:10
コースオープン(慣熟歩行)	08:30~09:20
ブリーフィング参加確認	09:25~09:30
ブリーフィング	09:30~
第1ヒート開始	09:45(予定)
慣熟歩行	第1ヒート終了後40分間
第2ヒート開始	第1ヒート終了後50分後
表彰式	14:30(予定)

※コースコンディションにより慣熟走行を追加する場合もある。

第7条 競技会開催場所

〒811-3307福岡県福津市渡641
スピードパーク恋の浦(ダートトライアルコース)

第8条 大会役員

大 会 会 長 羽田野 道明(JMRC九州理事)
組 織 委 員 長 三重野 正治(RC-大分)
組 織 委 員 早田 卓(RC-大分)
組 織 委 員 村瀬 晴信(RASCAL)

第9条 大会競技役員

1. 競技会審査委員会

審査委員長 星野 元 (JMRC九州派遣)

審査委員 中村 幸子 (RC一大分)

2. 競技役員

競技長 藤本 鋼二 (RC一大分) 副競技長 江河 裕太 (RC一大分)

コース委員長 黒原 康仁 (RC一大分) 技術委員長 広瀬 晃 (RC一大分)

計時委員長 豊田 智孝 (RC一大分) 救急委員長 豊田 智孝 (RC一大分)

事務局長 首藤 英明 (RC一大分)

第10条 参加受付及び申し込み方法

1. 受付期間 2019年5月13日(月曜日)～2019年5月28日(火曜日)必着

2. 申込場所 〒875-0082 臼杵市大字稲田中尾下1000-1(有)トランスポートサービス・ミエノ内

3. 申込方法 参加受付期間内に所定の参加申込書(JMRC九州統一申込用紙)に必要な事項を記入の上、大会事務局宛郵送すること。

また、参加料は下記口座に振り込むこと(振込手数料は参加者負担とする)。

4. 振込口座 郵便局 17280-18674761 首藤 英明(シュトウ ヒデアキ)
ゆうちょ銀行 七二八店(ナニハチ店) 普通1867476 首藤 英明(シュトウ ヒデアキ)

5. 上記にて受け付けした参加料は、次の場合を除き返還しない。

1)本競技会が不可抗力の為に取り止めになった時。

2)受付期間中に参加者が取消を申請した時。

3)組織委員会は国内競技規則4-19に従い参加者に対しては理由を示すことなく参加を拒否することができる。この場合、参加料は返却手数料1,000円を差し引き返還する。

6. 参加受理書は発行しない(競技会開催日前日までにJMRC九州HPに発表するエントラントリストを参照のこと)。

第11条 参加料

1. 選手権クラス (N, FR, S, C, D, L) 14,000円

2. オープンクラス (OP) 9,000円

3. サポートクラス (クローズド) 6,000円
(クローズドAT) 3,000円

※2018年度全九州学生チャンピオンシリーズ成績優秀者および学生の参加料割引についてはJAF九州地域クラブ協議会会則第15条に準ずる。

第12条 参加資格および競技運転者

1. 選手権クラス

1) 競技運転者は有効な自動車運転免許証と有効な当該年度JAF国内競技運転者許可証B以上を所持する者である事。

2) 同一運転者は1つのクラスのみ参加できる。

3) 同一車両の重複参加は2名までとする。

2. オープンクラス

1) 競技運転者は有効な自動車運転免許証と有効な当該年度JAF国内競技運転者許可証B以上を所持する者である事。

2) 同一車両の重複参加は制限しない。

3. サポートクラス

1) 競技運転者は有効な自動車運転免許証を所持する者である事。

2) JAF競技運転者許可証を所持していない者である事。

3) 同一車両の重複参加は制限しない。

4. 各クラス共通

1) 競技運転者は競技中に有効な1,000万円以上(オープンクラス・サポートクラスは200万円)の傷害保険又は、JMRC全国共同共済に加入している事。なお当日受付時にその保険証書もしくは、JMRC九州発行のメンバーズカードを持参し確認できる事。また、他地区からの参加者の場合は競技中に有効な1,000万円以上(オープンクラス・サポートクラスは200万円)の傷害保険又は、所属地区が

- 発行したJMRC全国共同共済加入を証明するものを受付時に提示する事。
- 2) 満20才未満の競技運転者は参加申込みに際し親権者の同意書を提出しなければならない。
 - 3) なんらかの理由により警察等行政関係により処罰もしくは疑義のある者は参加できない。
 - 4) 競技運転者の変更は認めない。
- ※いずれのクラスも傷害保険及び上記共済未加入の者は、競技会当日受付においてJMRC九州の共済を申し込むことができる。

第13条 参加台数

全クラスを通じて80台までとする

第14条 参加車両及び競技クラス区分

1. 選手権クラス(2019年国内競技車両規則第3編スピード車両規定に適合した車両とする)
 - 1) N部門 (過給装置係数1.7倍 ロータリー係数1.0倍)
 - N1クラス 2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動N車両
 - N2クラス 1600ccを超える4輪駆動のN車両
 - 2) S部門 (過給装置係数1.7倍 ロータリー係数1.0倍)
 - FRクラス 後輪駆動のPN・N・SA・SAX・B・SC車両
 - S1クラス 1586cc以下の2輪駆動AE・PN・N・SA・SAX車両
 - S2クラス 1586ccを超える2輪駆動SA・SAX車両及び排気量区分無しの2輪駆動B・SC車両
 - S3クラス 4輪駆動のSA・SAX車両
 - 3) C部門 (過給装置係数1.7倍 ロータリー係数1.0倍)
 - Cクラス 排気量区分及び駆動方式区分無しのSAX・B・SC車両
 - 4) D部門 (過給装置係数1.7倍 ロータリー係数1.0倍)
 - Dクラス 排気量区分及び駆動方式区分無しのD車両
 - 5) レディース部門 (JMRCオールスター選抜、JAF九州選手権対象外)
 - Lクラス 排気量区分及び駆動方式区分無し(女性ドライバー)
2. 選手権対象外クラス
 - 1) オープン部門 (過給装置係数1.7倍 ロータリー係数1.0倍)
 - OP2クラス 排気量区分無しの2輪駆動及び1600cc以下の4輪駆動
 - OP4クラス 排気量区分無しの4輪駆動

※OP2クラス及びOP4クラスのいずれか一方が不成立の場合、統合しOPクラスとする。
 - 2) サポート部門
 - クローズドクラス 排気量区分及び駆動方式区分無し
 - クローズドATクラス 排気量区分及び駆動方式区分無しのオートマ車両(ロールバー取付を推奨)

第15条 参加者及び運転者の遵守事項

1. 地方選手権、九州チャンピオンシリーズの競技運転者は、レーシングスーツを着用すること。オープンクラス、サポートクラスはレーシングスーツ着用が望ましい(レーシングスーツが準備出来ない場合は肌の露出がないよう長袖、長ズボン、グローブ、シューズを着用する事)。
2. ヘルメットは国内競技車両規則・付則「スピード競技用ヘルメットに関する指導要綱」に記載された物を着用すること。

第16条 公式車両検査及び競技番号・指定ステッカー

1. 参加者はオーガナイザーの指示した場所において公式車検を受ける事。
2. 技術委員長より修正を命じられ、その修正を車検時間内に行えない者、もしくは公式車検を受けない者は本競技に参加できない。
3. 入賞した車両は再車検を行う。これに関する該当車両の仕様、整備解説書等は参加者にて用意すること。再車検に要する工具・部品・人員及び費用は参加者の負担とする。
4. 競技番号はオーガナイザーによって指定する。競技番号に対する抗議は一切受け付けない。
5. 参加車両はオーガナイザーの決めたゼッケン・ステッカー等を所定の位置に貼付する事。

第17条 ドライバーズブリーフィング

1. 競技長は競技開始前に競技会審査委員会の出席を得てブリーフィングを開催する。
2. 競技運転者はブリーフィング開始から終了まで出席しなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合は、ペナルティの対象となる。

第18条 スタート

1. スタート方法はランニングスタートとする。
2. スタートは原則としてゼッケン順に行く。但し、重複参加や再出走等により出走順及び出走クラスが前後、交錯する場合がある。

第19条 計時

1. 計測は競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
2. 計測は自動計時装置を使用し1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
3. メイン計測器による計測不能な場合に限り、バックアップ計測器のタイムを成績とする。
4. アナウンスによるタイム・成績等は参考であり、これらに関する抗議は一切受け付けない。

第20条 順位決定

1. トライアルは2ヒート行い、2ヒートのうち良好なヒートタイムを採用し最終の順位とする。
2. 同タイムの場合は次の通り順位を決定する。
 - 1) セカンドタイムの良好な者。
 - 2) 排気量の小さい車両順。
 - 3) 競技会審査委員会の決定による。

第21条 信号表示

旗信号に関し下記の通り定める。

国旗またはクラブ旗	: スタート合図
黄旗	: パイロンタッチ(接触・転倒・移動)
赤旗	: 危険有り直ちに停止せよ
黒旗	: ミスコース、コースアウト
緑旗	: コースクリア
チェッカー旗	: ゴール合図

第22条 罰則規定

1. スタートの指示に従わない場合は当該ヒートの出走権利を失う。
2. コース上のパイロンの移動もしくは転倒と判定された場合は、当該ヒートの走行タイムに1回につき5秒を加算する。尚、ペナルティの対象となるパイロンはドライバーズブリーフィングにて発表する。
3. 反則スタートは当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
4. ミスコース、コースのショートカット、コースアウトと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。但し、ミスコース等に気付き車両を直ちに正しいコースに戻した場合はこの限りではない。
5. スタート合図後30秒経過してもスタートしない場合は当該ヒートを無効とする。
6. スタートして3分以内にゴールしなかった場合は当該ヒートを無効とする。
7. コントロールラインに設置してある計測機器に車両が接触した場合は当該ヒートを無効とする。

第23条 失格規定

1. 競技役員の手指示に従わなかったり、不正行為を行ったりした場合。
2. コースアウト等で当人以外に損害を与えたとオーガナイザーが判断した場合。
3. 車両検査を受けた後から車両保管が終了するまでの間に、技術委員長の承認を得ずに競技車両の変更・改造を行った場合。
4. 危険行為(パドック内でのウォーミングアップラン、ブレーキテスト等)を行った場合。

第24条 抗議

1. 競技参加者は自分が不当に処遇されていると判断した場合は、これに対して抗議する事ができる。但し、参加拒否及び審判員の判定に対する抗議はできない。
2. 抗議はその理由を書面に具体的に記述し1件につき20,900円の抗議料を添えて競技長に提出すること。
3. 裁定の結果は競技会審査委員長より口頭にて宣告される。
4. 抗議料はその抗議が正当と裁定された場合返還される。
5. 競技に関する抗議はフィニッシュ後30分以内、成績に対する抗議は暫定結果発表後30分以内に行わなければ無効とする。
6. 抗議が正当と裁定されなかった場合、必要経費は(作業料、運搬費用等)全てを抗議者が負担するものとする。

第25条 損害の補償

1. 参加者及び競技運転者は、参加車両及び付属品の損傷・盗難・紛失等の損害及び会場の施設・器物を破損させた場合の補償等、理由の如何に関わらず各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者及び競技運転者は、JAF及びオーガナイザーの大会役員・競技役員が一切の損害賠償責任を免除されていることを了承していなければならない。即ち、競技役員はその役務に最善を尽くすのは無論であるが、その役務遂行に起因するものであっても参加者・競技運転者・サービス員・観客・大会関係者の死亡・負傷・車両損害に対して一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第26条 競技の成立、延期、中止、短縮

1. 競技の進行が全ての参加車両に対して不可能、又は著しい障害になった時、又は他に及ぼす影響等で競技の続行が出来なくなった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮をする場合がある。
2. 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。

第27条 賞典

1. 選手権クラス 1位～3位 JAFメダル、副賞 4位～6位 副賞
 2. オープンクラス 1位～3位 副賞
 3. サポートクラス 1位～3位 副賞
- ※参加台数が少ない場合、公式通知により賞典を制限することがある。

第28条 その他

1. 本規則書発行後、JAFに於いて決定された事項は全て本規則書に優先する。
2. 本規則書に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、2019年JAF日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定、及びJMRC九州統一規則に準拠する。
3. サポートクラスの参加者は、JAFスポーツ資格登録規定に従い、JAF国内競技運転者許可証Bの申請資格を取得できる。

大会組織委員長 三重野 正治